

## 神戸市結核予防費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が1年未満の者を除く。）又は施設（国、県、市の設置する学校又は施設を除く。）の長が行う結核に係る定期の健康診断に要する費用を支弁した設置者に対し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第60条第1項に基づき補助金を交付することにより、設置者の費用負担の軽減を図るとともに、結核に係る定期の結核健康診断の実施を促進し、結核患者の早期発見と患者発生防止を図ることを目的とする。なお、この要綱は、当該補助金の交付等に関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

### (補助対象者)

第2条 補助の対象者は、法第58条の3により費用支弁した学校又は施設の設置者とする。

### (補助対象費用)

第3条 補助の対象となる費用は、法第53条の2第1項の規定により、学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断に要する費用とする。

### (補助金の額等)

第4条 次に掲げる額を比較して最も少ない額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 神戸市長（以下「市長」という。）が別に定める補助金交付基準単価により算定した額

(2) (1) で定める補助金交付基準に掲げる種別の健診に支弁した実支出額

(3) (2) の実支出額から個人負担金等その他の収入額を控除した額

### (補助対象実施人員)

第5条 補助の対象となる実施人員は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律法施行規則（平成10年厚生省令第99号）に定めた方法により、結核に係る定期健康診断を実施した人員で前条（1）に掲げる種別の健診を受診した人員とする。

### (補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助金申請書（様式1）を市長の指定する日までに提出するものとする。

2 前項の申請書には、結核健康診断報告書（様式2）及び結核予防費支出内訳書（様式3）を添付するものとする。

### (補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条による申請の内容を審査及び調査等により、補助金交付が適正と認めた場合は、補助金交付の決定をするものとする。

2 前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、申請者の了解を得たうえで補助金交付の申請に係る事項につき修正を加え、補助金交付の決定をすることができるものとする。

### (補助金交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式4）により申請者に通知し、速やかに補助金を支払うものとする。

### (補助金の取消し)

第9条 市長は、補助金交付決定をされ、または補助を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の

返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (5) 補助金交付決定をされ、または補助を受けたものが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、法令、条例若しくはこの要綱の規定に違反したとき又はこの要綱の規定に基づく市長の指示に従わなかったとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年6月15日から適用する。